

# 後期高齢者医療制度の円滑な実施 に関する決議

後期高齢者医療制度については、全都道府県に全市町村で構成する後期高齢者医療広域連合が本年3月までに設置され、現在、来年4月の円滑な施行に向け、鋭意準備に取り組んでいるところである。

特に、保険料条例の制定、電算システムの開発・改修等に向けた準備を進めていかねばならない。

よって、国は、後期高齢者医療制度を確実に実施するため、下記事項について万全の措置を講じられるよう強く要請する。

## 記

- 1 後期高齢者医療広域連合が行う保険料の設定や、市町村が行う保険料徴収及び資格管理等に関する政省令の遅れは、都市自治体等の準備作業に支障が生じるため、早急に公布するとともに、必要な情報提供を行うこと。
- 2 電算処理システムの開発・改修に要する財政負担について、地域の実態を十分把握の上、超過負担が生じないよう十分な財政措置を講じること。
- 3 後期高齢者医療制度の被保険者が経済的状況にかかわらず、必要な医療を受けられるよう、国において十分な低所得者対策を講じること。

- 4 後期高齢者に係る診療報酬の検討にあたっては、後期高齢者及び家族を含め幅広く意見を聴取し、後期高齢者にふさわしい報酬体系とすること。
- 5 後期高齢者医療制度の円滑な運営には、国民の理解と協力が不可欠であるため、国においても制度の趣旨や内容について十分な広報を行うこと。

以上決議する。

平成 19 年 6 月 6 日

第 77 回全国市長会議